り付けをし、あわせて指導用 (学習用) ビデオテープを作成市では市歌に親しんでいただくため、音頭バージョンに振

ビデオを貸し出します~

振り付けビデオが完成しました

しました。左記の施設で貸し出しますので、ご利用ください。

歌

音頭バージョ

## 第54回

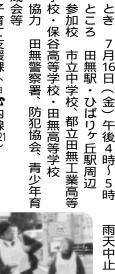
をお願いします。 ポスター・習字展 保健福祉総合調整課(帰☎内線23) 、谷戸公民館、保谷公民館 (保谷公民館は7日ところ 田無庁舎2階展示コーナー、田無公民 とき 7月1日(木)~8日(木)

" 社会を明るくする運動

運動を行っています。 動です。毎年7月の1か月を同運動の強調月間と て、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運 犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深 し、全国的に事業を実施しています。 め、地域が一体となって活動を推進することによっ 西東京市においても、実施委員会の方々が、この 社会を明るくする運動〟は、法務省が主唱し、 市民の皆さんの暖かいご支援

子育て支援課 (田野内線151)

学校・保谷高等学校・田無高等学校 田無警察署、防犯協会、青少年育 市立中学校、都立田無工業高等



昨年の活動から

行ないます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。 市内の環境浄化運動(違反屋外広告物撤去および清掃活動)を ティアによる環境浄化運動実施 市内中学校・高等学校生徒のボランティアが中心となって、 私達の街を いつもきれいに~

し出しを行います。 は、各施設での練習等に利用できるように、施設利用時に貸 西東京市内中学校・高等学校生徒ボラン 保谷こもれびホール・コール田無・市民会館・各公民館で 企画課(田口内線11)

## 高齢者の方への 主な福祉施策のお知らせ

分室を除く)

ができます。

貸出場所

両庁舎1階情報公開コーナー、各図書館 (新町

用ください。

各図書館(新町分室を除く)で貸し出していますので、ご利

また、市歌は、市のホームページでも聴くこと

なお、市歌のCDも両庁舎1階の情報公開コーナー および

市では、介護保険のほかに高齢者の方への事業を実施しています。詳 しい内容は、お問い合わせください。なお、サービスの提供は、訪問調 査のうえ決定します。

| 高齢福  | 高齢福祉課(保☎内線2332~2334)   |   |  |
|--|--|---|--|
| 事業名  | 対 象  | 内 容   |  |
| 日常生活   | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で非該当(自立)となった方<br>で、用具等の給付が必要と認めら<br>れる方                 | 日常生活支援に必要な歩行支援<br>用具等を給付します。<br>用具の種類:歩行補助杖、入浴<br>補助用具、スロープ、歩行機(シ<br>ルバーカー)、腰掛便座、手すり<br>給付限度額あり<br>所得に応じた自己負担あり                                     |  |
| 高齢者日<br>常生活用<br>具給付サ<br>ービス  | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で非該当(自立) 要支援ま<br>たは要介護と認定された方で、用<br>具等の給付が必要と認められる<br>方 | 介護保険対象外の用具を給付することで在宅生活を支援します。<br>用具の種類:入浴担架、難燃性<br>寝具、洗髪器、空気清浄器<br>給付限度額あり<br>所得に応じた自己負担あり  |  |
| 浴券支給   | 65歳以上の1人ぐらし高齢者の<br>方、または70歳以上の高齢者の<br>みの世帯の高齢者の方                             | 市内の公衆浴場の入浴券を『お風<br>呂のある世帯の方は月1人5枚』<br>『お風呂のない世帯の方は月1<br>人10枚』を限度として支給しま<br>す。<br>自己負担なし   |  |
| 高祉療<br>養<br>表<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>さ<br>え<br>り<br>り<br>っ<br>こ<br>ろ<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>り<br>し<br>こ<br>り<br>り<br>し<br>こ<br>り<br>り<br>し<br>こ<br>り<br>り<br>し<br>り<br>し |  | はり・きゅう・マッサージ料金割引券(1回1,300円)を月2枚支給します。<br>自己負担額:施術料金から1,300円を差引いた額   |  |
| 自立支援住宅改修費<br>会付サ<br>ービス  | 韧定で非該当(白立)とかり 廿  | 高齢者の転倒防止等のために手すりの取り付けや段差解消等を行います。<br>改修の種類:手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これら各工事に伴う必要な工事助成限度額あり所得に応じた自己負担あり      |  |
| 宅改造費   | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で要支援または要介護と認<br>定され、サービスが必要と認めら<br>れる方                  | 介護保険で対象にならない改造について必要と認められる改造の費用を助成します。<br>改造の種類: 浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事(ユニットバス・システムバスは、助成対象外)流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事<br>所得に応じた自己負担あり |  |
| 高齢者世帯居住安<br>定支援  | 同一家屋に6か月以上継続して   | 取り壊しにより立ち退き要求を<br>受けて住宅に困窮し、市内の民間<br>賃貸住宅に転居する場合等に、2<br>年間家賃等の一部を助成します。<br>助成内容:家賃、転居一時金、事<br>故保険料  |  |
| 防止器具   | 市内に住所を有する65歳以上の<br>1人ぐらし高齢者の方と、65歳<br>以上の高齢者のみの世帯                            |   |  |
| 高齢者保<br>養施設利<br>用者助成   | 70歳以上の方  | 市が契約した保養施設(24施設)において、1泊あたり3,000円を助成する利用券を支給します。(年2泊まで)自己負担額:宿泊料金から利用  |  |

券の金額分を差し引いた額

| 事業名                          | 対 象  | 内 容  |
|------------------------------|--|--|
| 高齢者配食サービス                    | 65歳以上の1人ぐらし高齢者の<br>方、または65歳以上の高齢者の<br>みの世帯の高齢者で配食を必要<br>と認められた方  | 昼食を週6回(月曜日~土曜日)、<br>希望する曜日に配食します。<br>自己負担額:1食当たり400円   |
| 寝 具 乾 燥<br>サ ー ビ ス           | 65歳以上のねたきり高齢者の<br>方、またはねたきり障害者の方   | 毎月1回、寝具乾燥サービス車が<br>ご家庭を訪問して行います。<br>自己負担なし   |
| おむつ貸                         | 40歳以上のねたきり、またはそれ<br>に準ずる方でおむつを常に使用<br>されている方   |  |
| ねたきり<br>高齢者理・<br>美容サービ<br>ス  | 65歳以上で、 6 か月以上のねた<br>きり高齢者の方   | 理・美容師の訪問により、カット・シャンプーまたは調髪・顔剃り等を無料で受けられるサービス券を年4枚まで交付します。<br>自己負担なし  |
| 急通報・火<br>災安全シ<br>ステム設        | 65歳以上の1人ぐらし高齢者の<br>方または高齢者のみの世帯で、慢<br>性疾患等をお持ちで日常的に常<br>時注意を必要とする方。世帯の場<br>合は、世帯全員に慢性疾患がある<br>場合が対象になります。  | 緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を東京消防庁または民間の受診センターに通報できます。<br>自己負担なし  |
| 痴呆性高<br>齢者徘徊<br>位置探索<br>サービス | 俳調 (福)   | 俳 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)  |
|                              | 介護保険の要介護認定で要介護<br>3以上の認定を受けた65歳以上<br>の方で、介護保険の通所介護によ<br>る入浴や訪問による入浴が困難<br>な方   |  |
| 急短期入                         | 65歳以上で虐待・放置等により<br>緊急に施設入所等による保護を<br>必要とする高齢者等の方、介護保<br>険の要介護認定で要支援および<br>要介護認定を受けた方でケアプ<br>ラン作成時に想定されなかった<br>緊急事態に対し、介護保険で対応<br>することが困難な方                 | 施設の緊急ベッドを確保しています。<br>自己負担額:食事代1,000円(1日あたり)と所得に応じた自己負担あり   |
| 生きがい<br>対応デイ<br>サービス         | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で非該当(自立)となった方   |  |
| 高齢者閉<br>じこも機能<br>訓練          | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で非該当(自立)の方、また<br>は潜在的要援護者の方   | 高齢者在宅サービスセンターで<br>通所により介護予防のための機<br>能回復訓練を実施します。<br>自己負担なし   |
| 祉 電 話 貸<br>与· 電話料            | 65歳以上の1人ぐらし高齢者の<br>方および65歳以上の高齢者のみ<br>の世帯で所得等の条件に該当し、<br>近隣に親族が居住していない方<br>所得制限あり  | 安否の確認、孤独感の解消等のために電話の貸与および通話料の一部を助成します。<br>助成内容:回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料(月700円を限度)、消費税<br>自己負担:通話料で、月700円を超えた分等 |
| 自立支援<br>ホープサー<br>ビス          | 65歳以上で、介護保険の要介護<br>認定で非該当(自立)となった方<br>で必要と認められる方   | 週2回、1回2時間を限度に見守<br>りおよび家事援助等を行います。<br>所得に応じた自己負担あり   |
| 外出支援                         | 介護保険の要介護認定で要支援<br>または要介護と認定を受け、かつ<br>心身の障害等により外出が困難<br>な65歳以上の方、または40歳以<br>上65歳未満の特定疾病の方で、<br>市内に住所を有し、かつ一般の公<br>共交通機関や手段では外出が困<br>難な高齢者で、現に在宅で居住し<br>ている方 | 行います。(西東京市役所を中心<br>とした半径30キロメートルの範<br>囲内)<br>自己負担額:実車料金、有料道  |